

○厚生労働省令第五号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(634)を(640)とし、(612)から(633)までを(618)から(639)までとし、(611)を(616)とし、その次に次のように加える。

(617) (一―「(一RS)――「(二―メチルプロパノイル)オキシ」エトキシ」カルボニル)ア

ミノ」メチル」シクロヘキシル）酢酸（別名ガバペンチン エナカルビル）及びその製剤

別表第一の二第六号中(610)を(615)とし、(606)から(609)までを(611)から(614)までとし、(605)を(609)とし、その次に次のように

加える。

(610) 四―メチルピペラジン―一―カルボン酸 (五S)―六―(五―クロロピリジン―二―イル)―七

―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ「三・四―b」ピラジン―五―イルエステル（別名エス
ゾピクロン）及びその製剤

別表第一の二第六号中(604)を(608)とし、(561)から(603)までを(565)から(607)までとし、(560)を(563)とし、その次に次のように

加える。

(564) 五―ブromo―N―(四・五―ジヒドロ―一H―イミダゾール―二―イル)キノキサリン―六―アミ

ン（別名ブリモニジン）、その塩類及びそれらの製剤

別表第一の二第六号中(559)を(562)とし、(215)から(558)までを(218)から(561)までとし、(214)を(216)とし、その次に次のように

加える。

(217) 二―「t r a n s―四―(四―クロロフェニル)シクロヘキシル」―三―ヒドロキシ―一・四―ナ

フトキノン（別名アトバコン）及びその製剤

別表第一の二第六号中(213)を(215)とし、(195)から(212)までを(197)から(214)までとし、(194)を(195)とし、その次に次のように加える。

(196) 五―クロロ―N―（～（五S）―二―オキソ―三―「四―（三―オキソモルホリン―四―イル）フ

エニル」―一・三―オキサゾリジン―五―イル～メチル）チオフエン―二―カルボキサミド（別名リ
バーロキサバン）及びその製剤

別表第一の二第六号中(193)を(194)とし、(123)から(192)までを(124)から(193)までとし、(122)の次に次のように加える。

(123) 二―エトキシ―一―「二、（五―オキソ―四・五―ジヒドロ―一・二・四―オキサジアゾール―

三―イル）ビフェニル―四―イル」メチル～―H―ベンゾ「d」イミダゾール―七―カルボン酸（

別名アジルサルタン）及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。